

農業者・農業者団体等に対する主な補助事業（機械・施設の導入等）

令和6年2月現在

支援の内容	事業名	対象者	成果目標	補助率	補助金上限額	採否方法	備考	
1 2 3 農業用機械・施設の導入 (50万円以上)	担い手確保・経営強化支援事業【国】	人・農地プランの中心経営体かつ認定農業者	付加価値額の拡大など ※付加価値額＝収入総額－費用総額＋人件費	1/2	法人 3,000万円 法人以外 1,500万円	申請者の取組をポイント化し、上位から採択	<ul style="list-style-type: none"> 国の補正予算による事業のため、実施されない場合あり 補助金額と同額以上の融資活用が必要 ポイントが採択基準に満たないなど要望を受付けできない場合あり 	
	農地利用効率化等支援交付金【国】	人・農地プランの中心経営体など	付加価値額の拡大など	3/10	300万円	申請者の取組をポイント化し、上位から採択	<ul style="list-style-type: none"> 補助金額と同額以上の融資活用が必要 地域ごとの申請となるため、要望者全員を受付けできない場合あり 	
	産地生産基盤パワーアップ事業【国】	産地パワーアップ計画（品目ごと）に参加する農業者・団体等	販売金額又は所得額の10%以上の拡大など	1/2	なし	成果目標の度合いと目標達成の実現性を総合的に判断	<ul style="list-style-type: none"> 「産地」形成の基準として、品目ごとの面積要件あり 成果目標を「産地」として達成する必要あり 	
4 農業用機械・施設の導入など (20万円以上)	元気な地域農業担い手育成支援事業【県、市】	農業者団体、農業法人など	(1)販売金額又は農業所得の15%以上の拡大など (2)新規就農者数の増加など	1/2 (県1/3、市1/6)	400万円	地域への波及効果等を作文形式で審査し、上位から採択		
		就農から10年以内かつ販売金額1,000万円未満	販売金額又は農業所得の15%以上の拡大	1/2 (県1/3、市1/6)	250万円	地域への波及効果等を作文形式で審査し、上位から採択		
		女性農業者の労働環境改善を図る農業者・団体等	女性の農業従事者数の増加など	1/2 (県1/3、市1/6)	100万円	地域への波及効果等を作文形式で審査し、上位から採択		
5 農業栽培用ハウスの新設整備 (50万円以上)	魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業【県、市】	認定農業者、農業法人等	販売金額又は所得額の10%以上の拡大など	1/2 (県1/3、市1/6)	3,000万円	成果目標達成に向けた事業計画の作成	県または市が定める品目が対象	
5 サクランボ省力仕立て施設整備にかかる資材導入 (50万円以上)	魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業【県、市】	農業者	販売金額又は所得額の10%以上の拡大など	1/2 (県1/3、市1/6)	1,000万円 (面積当たりの上限あり)	成果目標達成に向けた事業計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 省力仕立て(Y字、V字、平棚仕立て)の施設のみ対象 事業実施年度の前後1年以内の苗木定植が条件 	
6 鳥獣被害防止のための電気柵又はワイヤーメッシュ柵の設置	有害鳥獣被害軽減モデル事業【県、市】	農業者、農業者グループ等	有害鳥獣の侵入による農作物被害の軽減	1/2 (県1/4、市1/4)	20万円	有害鳥獣の侵入による農作物被害が大きい方を優先		
7 重点作物に関する研修活動支援 重点作物の土壌改良支援 重点作物の種苗購入支援 サクランボ雨よけハウス改修支援 スイカかん水・排水対策支援	重点作物推進事業【市】	農業者団体	なし	1/2	3万円	なし	重点作物の生産組織等が行う研修活動（交通費又は講師謝礼）	
			なし	1/2	3万円	なし	重点作物の新規作付け農地で土壌診断後に行う土壌改良（肥料購入費）	
		農業者	なし	1/3	苗木1本当たり サクランボ 1,500円 モモ 800円	なし	なし	サクランボ及びモモの市果樹産地構造改革計画における振興品種
			なし	1/3	苗1株・種1粒当たり スイカ 80円 トマト 80円	なし	なし	スイカ及びトマトの前年購入数量と比較の増量分
			なし	1/2	10万円	なし	なし	ビニール被覆用足場の設置等、施設の機能向上を含む軽微な改修
	なし	1/2	10万円	なし	なし	かん水チューブの導入、暗渠・明渠工事に要する重機レンタルほか		

- 1) 令和6年2月現在の情報です。今後、事業名称や要件等が変更になる場合があります。
- 2) 要望調査から事業採択、交付決定まで時間を要します。機械・施設の導入については、お早めに（導入を希望する前年度の10月まで）農林課にご相談ください。
- 3) 各事業とも予算に限りがあるため、必ずしも要望が採択されるものではないことをご了承願います。
- 4) 補助事業を活用する際は、要望採択・交付決定後の契約、購入となりますので、ご注意ください。
- 5) 補助事業で導入した機械等については、農機具共済等への加入が必須となります。
- 6) 補助事業の採択後は、計画の成果目標を達成するまで、毎年、状況報告（確定申告関係書類の提出）が必要になります。
- 7) 上記以外の補助事業もあります。詳しくはご相談ください。

【担当】
村山市 農林課 農業振興係、農政係
Tel 0237-55-2111（内線251, 252, 253）